

袋井市告示第28号

2050ゼロカーボンシティふくろいロゴマーク使用取扱要綱を次のように定める。

令和5年2月28日

袋井市長 大場規之



2050ゼロカーボンシティふくろいロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、2050ゼロカーボンシティふくろいロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用その他の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(仕様)

第2条 ロゴマークの仕様は、別図1及び別図2に定めるとおりとする。

2 ロゴマークの一部のみを使用し、又は縦横の比率等デザインを改変してはならない。ただし、ロゴマークの色については、単色での使用を認めるものとする。

(ロゴマークに関する権限)

第3条 ロゴマークに関する一切の権限は、市に帰属する。

(使用の要件)

第4条 ロゴマークは、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、使用することができる。

- (1) 市のゼロカーボンシティの実現に資することを目的として実施する事業等において使用するとき。
- (2) 報道機関が市に関する報道又は広報を目的として使用するとき。
- (3) 市の機関が市の事業等において使用するとき。
- (4) その他市長が適当と認めたとき。

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用の承認申請)

第6条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、使用を開始する日の10日前（袋井市の休日を定める条例（平成17年袋井市条例第2号）第1条の袋井市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）までに、2050ゼロカーボンシティふくろいロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の申請を省略してロゴマークを使用することができる。

（1）報道機関が市に関する報道又は広報を目的として使用するとき。

（2）市の機関が市の事業等において使用するとき。

（3）その他市長が適当と認めたとき。

（使用の承認）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときはその内容を審査し、適当と認められる場合には、2050ゼロカーボンシティふくろいロゴマーク使用承認書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認をするときは、ロゴマークの使用に関する条件を付すことができる。

（使用の不承認）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

（1）市の品位を損なう、又はゼロカーボンの推進の妨げとなるおそれがあるとき。

（2）法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。

（3）政治、宗教又は選挙の活動に使用されるおそれがあるとき。

（4）特定の個人又は団体を市が公認しているような誤解を与え、又は売名に利用されるおそれがあるとき。

（5）不当な利益を得るために使用されるおそれがあるとき。

（6）ロゴマークの仕様に反するものと認められるとき。

（7）その他ロゴマークを使用することが不適當であると認められるとき。

（使用目的等の変更）

第9条 第7条第1項の規定によりロゴマークの使用を承認された者（以下「使用者」という。）が、使用目的等を変更する場合は、変更する日の10日前（市の休日を除く。）までに、2050ゼロカーボンシティふくろいロゴマーク使用変更承認申請書（様式第3

号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときはその内容を審査し、適当と認められる場合には、2050ゼロカーボンシティふくろいロゴマーク使用変更承認書(様式第4号)により通知するものとする。

3 市長は、前項の変更承認をするときは、ロゴマークの使用に関する条件を付することができる。

(物品の確認)

第10条 商品に使用することを目的としてロゴマークを使用する場合において、使用者は、商品の販売前に、第7条第1項又は前条第2項の規定による承認を受けた物品の完成品を市長に提出しなければならない。ただし、物品の性質上の理由等により、完成品を提出することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により提出された物品について、物品が適正でないとき認めるときは、使用者に対して是正を求めることができるものとし、使用者は速やかにこれに応じ、市長の承認を受けなければならない。

3 前項の規定による是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(承認の取消し)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、ロゴマークの使用の承認を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他不正の手段により、ロゴマークの使用の承認を受けたとき。

(2) ロゴマークの使用の承認の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 法令又はこの告示の規定に違反したとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

(報告義務)

第12条 市長は、使用者に対し、ロゴマークの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができるものとし、使用者は速やかにこれに応じなければならない。

(事故、苦情等の処理)

第13条 ロゴマークを使用した物品、事業等に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任において、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、ロゴマークの使用により生じた一切の損害について責任を負わないものとする。

(庶務)

第14条 ロゴマークの使用に係る庶務は、環境水道部環境政策課が行う。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、ロゴマークの使用その他の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

別図1 (第2条関係)



別図2 (第2条関係)



附 則

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

2050ゼロカーボンシティふくろいロゴマーク使用承認申請書

年 月 日

袋井市長

申請者 住 所  
名 称  
代表者職氏名

2050ゼロカーボンシティふくろいロゴマークを使用したいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 使用目的
- 2 使用媒体
- 3 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 担当者連絡先
- 5 添付書類
  - (1) 使用方法が分かる書類
  - (2) その他必要と認められる書類

様式第2号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

袋井市長

2050ゼロカーボンシティふくろいロゴマーク使用承認書

年 月 日付けで申請のあった2050ゼロカーボンシティふくろいロゴマークの使用については、次のとおり承認します。

- 1 使用目的
- 2 使用媒体
- 3 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 承認の条件 2050ゼロカーボンシティふくろいロゴマーク使用取扱要綱の規定を遵守すること。

様式第3号（第9条関係）

2050ゼロカーボンシティふくろいロゴマーク使用変更承認申請書

年 月 日

袋井市長

申請者 住 所  
名 称  
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号をもって承認を受けた2050ゼロカーボンシティふくろいロゴマークの使用について、次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 変更事項
- 2 変更内容  
(変更前)  
(変更後)
- 3 担当者連絡先
- 4 添付書類 必要と認められる書類

第 号  
年 月 日

様

袋井市長

2050ゼロカーボンシティふくろいロゴマーク使用変更承認書

年 月 日付けで変更申請のあった2050ゼロカーボンシティふくろいロゴマークの使用については、次のとおり承認します。

- 1 使用目的
- 2 使用媒体
- 3 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 承認の条件 2050ゼロカーボンシティふくろいロゴマーク使用取扱要綱の規定を遵守すること。